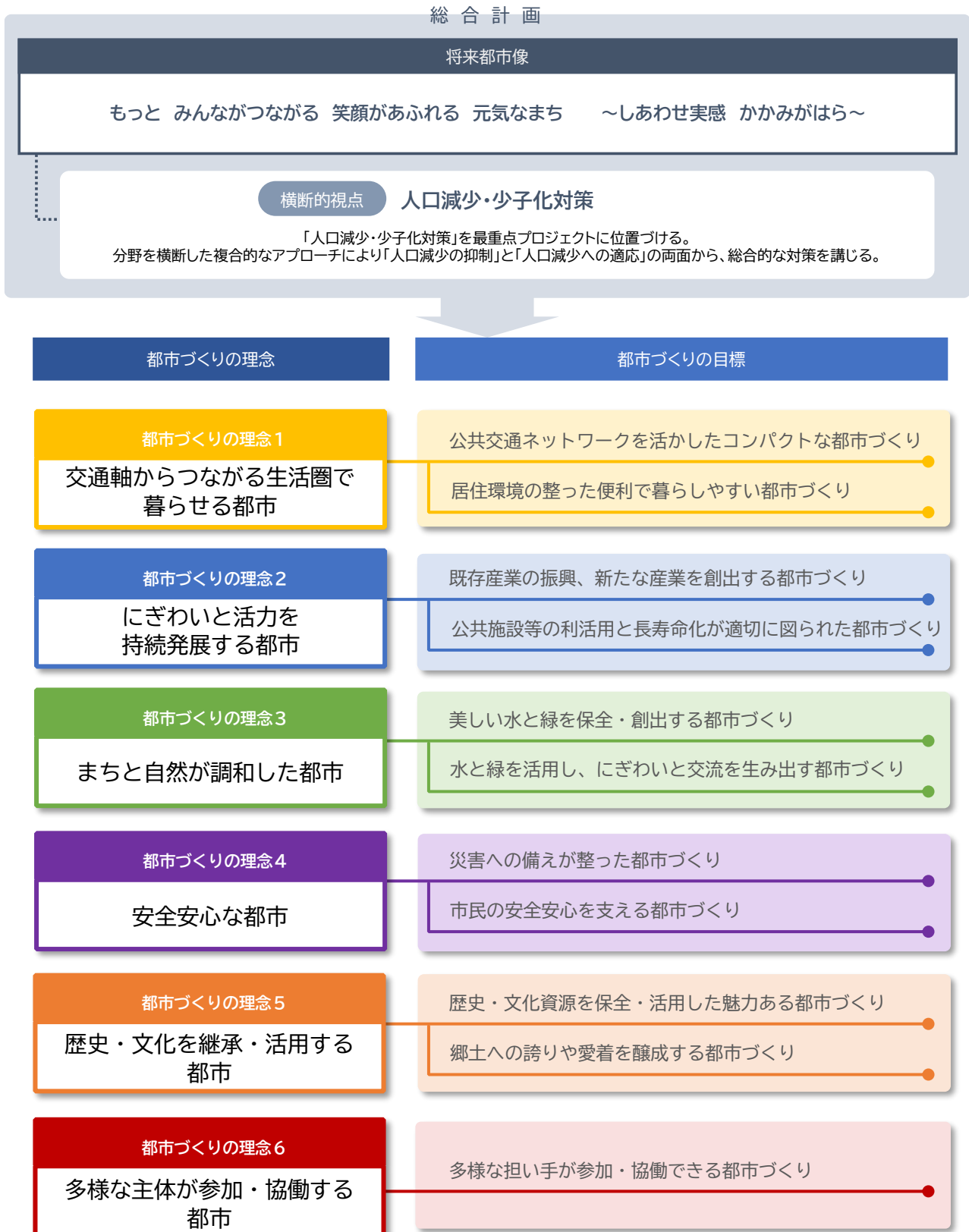


第2章 全体構想

1. 都市づくりの理念・目標

本市の最上位計画である総合計画では、将来都市像として「もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～」を掲げ、最重点プロジェクトとして「人口減少・少子化対策」を位置づけています。将来都市像を実現するため、第1章で整理した本市の現状・課題から、都市づくりの理念と目標を設定します。



都市づくりの理念1

交通軸からつながる生活圏で暮らせる都市

都市づくりの目標① 公共交通ネットワークを活かしたコンパクトな都市づくり

都市づくりの目標② 居住環境の整った便利で暮らしやすい都市づくり

本市は、東西に整備された鉄道や幹線道路を基盤とした都市構造を形成しています。また、鉄道を軸として、ふれあいバスやデマンド型交通、タクシーが鉄道と民間路線バスを補完し、郊外の住宅地等へつながり、市内全域をカバーする交通体系が整備されています。これらの公共交通ネットワークや道路網を活かし、市内に16ある鉄道駅周辺を中心とした市街地に居住機能と都市機能の誘導を図るとともに公共交通ネットワークの維持により、本市の特性を活かしたコンパクトな都市構造の形成を推進します。

また、人口減少や少子高齢化が進行する中、子育て世代をはじめ、誰もが暮らしやすい住環境の創出が必要です。特に、人口が集積する鉄道駅沿線では生活利便性の向上が重要である一方、郊外の住宅団地や市街化調整区域に位置する既存集落では、コミュニティの維持が課題となっています。そのため、低未利用地の有効活用や駅前広場整備等により都市機能の集積を図り、生活利便性の向上を推進するとともに、郊外の住宅団地等における公共交通の維持や都市基盤が整った市街化調整区域における計画的な土地利用を進めることで、良好な住環境の維持・形成を目指します。

都市づくりの理念2

にぎわいと活力を持続発展する都市

都市づくりの目標① 既存産業の振興、新たな産業を創出する都市づくり

都市づくりの目標② 公共施設等の利活用と長寿命化が適切に図られた都市づくり

本市は県内随一のものづくりのまちとして発展しており、製造品出荷額等は県内トップを維持しています。また、周辺都市とのアクセスも非常に便利であるため、産業立地のポテンシャルが高い地域特性を有しています。こうした強みを活かし、製造業を中心とした既存産業の基盤を維持・強化するとともに、愛知県等と広域を結ぶ道路網の整備を促進し、新たな産業需要の受け皿となる産業用地の確保を進めます。

また、公共施設の老朽化が進む中、今後は大規模改修や更新を迎える公共施設の集中が見込まれています。そのため、人口減少や利用ニーズの多様化に対応した施設の集約化や複合化、効率的な維持管理、民間活力の導入等により、施設の総量抑制とコスト縮減を図ることが重要です。これらを通じて、必要な公共サービスを安定的に享受できるよう、公共施設のマネジメントを推進します。

都市づくりの理念3

まちと自然が調和した都市

都市づくりの目標① 美しい水と緑を保全・創出する都市づくり

都市づくりの目標② 水と緑を活用し、にぎわいと交流を生み出す都市づくり

本市は広大で肥沃な濃尾平野の北端に位置し、北部には緩やかな丘陵地帯が連なり、南部には雄大な木曾川が流れています。中央部の市街地には桜並木と河川が流れる美しい自然環境や市民公園、学びの森をはじめ、市内の各所に緑豊かな公園が点在し、市民に憩いと安らぎを与えています。これら長い歴史の中で形成された豊かな自然とこれまで創出してきた水と緑に囲まれたまちの快適な生活環境を次世代に継承します。

また、自然豊かな都市を形成していくためには、ヒートアイランド対策、散策や憩いの場の提供、良好な景観形成等、水と緑が持つ多様な機能（グリーンインフラ）の活用が不可欠です。さらに、これまで創出してきた水と緑を多様な主体が連携して有効な利活用を促進することで、豊かな自然環境の魅力を活かし、市内外から多くの人々が訪れるにぎわいと交流の創出を図ります。

都市づくりの目標① 災害への備えが整った都市づくり

都市づくりの目標② 市民の安全安心を支える都市づくり

発生が懸念される南海トラフ地震や水害等の災害リスクに対して、法面の安全対策や治水対策等の推進により大規模な災害が発生しても被害を最小限に抑えられる都市基盤の形成を図るとともに、市民一人ひとりの防災意識の高揚や地域防災力の向上に努め、災害に強い都市づくりを推進します。

また、生活道路や通学路においては、狭い道路の解消や歩行者の安全を確保するための交通安全対策、防犯活動の推進等に努め、子育て世代から高齢者まで誰もが安全に安心して暮らせる都市づくりを目指します。

都市づくりの目標① 歴史・文化資源を保全・活用した魅力ある都市づくり

都市づくりの目標② 郷土への誇りや愛着を醸成する都市づくり

本市は、中山道 52 番目の宿場町である鵜沼宿、国指定重要有形民俗文化財各務の舞台（村国座）や国史跡に指定された坊の塚古墳等、多様な歴史・文化資源が残されています。地域の魅力や個性となるこれらの資源を最大限活かした都市づくりを進めます。

また、歴史・文化資源や豊かな自然環境等地域の特性に応じた良好な景観・まちなみの保全や形成により、郷土の誇りや愛着の醸成を図り、若い世代や子育て世代をはじめ、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

都市づくりの目標① 多様な担い手が参加・協働できる都市づくり

地域課題の解決や都市づくりの推進には、市民、市民活動団体、事業者等、多様な主体の参加と協働が不可欠です。本市では、自治会活動をはじめ、さまざまな分野で市民参加が進められています。今後も市民、市民活動団体、事業者等のまちづくり活動への参加機会の充実を図るとともに、担い手の育成により「オール各務原」で将来都市像の実現を目指します。

2. 将来の市街地規模の考え方

概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、市街地規模の考え方を整理します。

(1) 目標人口

本計画では、上位計画である各務原市総合計画と整合を図り、目標年次の目標人口を 140,000 人と設定します。本市の住宅地や人口の配置については、各務原市立地適正化計画で定める「目標とする将来人口密度」の設定に基づき、居住誘導区域や市街化調整区域においても、駅周辺の日常生活圏等に人口の集積を図るものとします。

平成 29 (2017) 年と令和 4 (2022) 年の住民基本台帳の人口を基にコーホート要因法を用いて将来人口を推計すると、本市の人口は計画の最終年度 (令和 16 年) には約 132,000 人まで減少すると見込まれています。

人口減少・少子化対策を重点に、生活環境の充実や安全安心の向上、産業の活性化や子育て支援の充実などまちの魅力をさらに高める取り組みの推進によって、特に子育て世代など若年層の移住・定住を促進し、人口の増加を図ることで、本市の令和 16 (2034) 年の目標人口を 140,000 人と設定します。

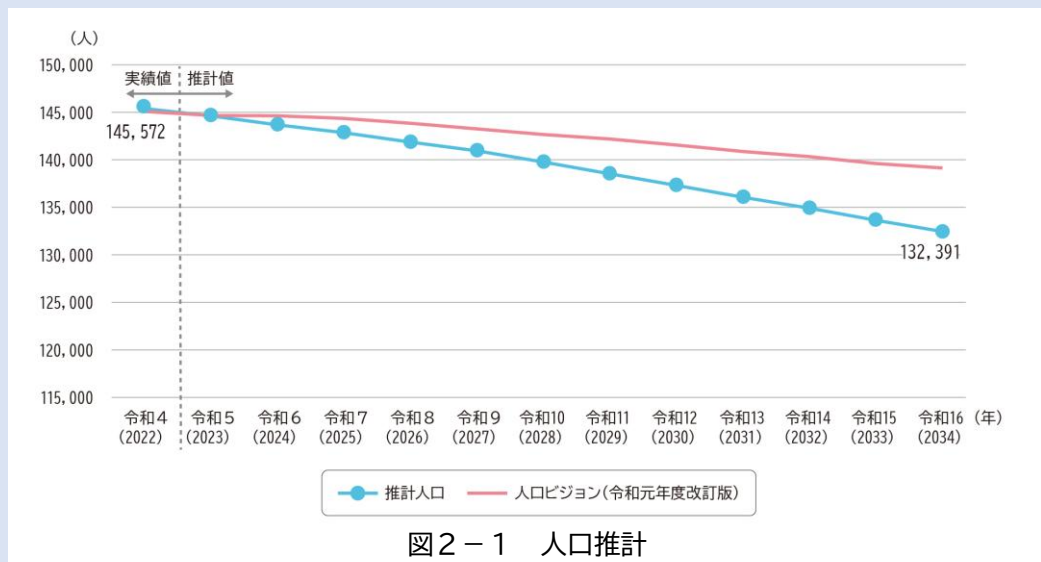


図 2 - 1 人口推計

資料：各務原市総合計画

(2) 産業用地

工業については、航空機や自動車のほか、IT やロボット、医療機器といった先端産業、それらを支える素形材産業等多種多様な業種が集積し、県内随一のものづくりのまちとして市の製造品出荷額は県内トップを維持しています。製造業の従業者数、製造品出荷額等は微増～ほぼ横ばいで推移している一方で、既存工場の高度化・規模拡大や航空機産業や自動車関連工場等の新規立地の需要もあり、今後も継続的な工業系の土地需要が見込まれます。

商業については、市内各所に立地する最寄品を中心に取り扱う近隣型店舗、それよりやや広い商圏を持つ地域型店舗、市内に点在する大規模商業施設で構成され、売場面積と従業者数は岐阜市、大垣市に次いで県内第 3 位、年間商品販売額、事業所数は岐阜市、大垣市、多治見市、高山市に次いで第 5 位となっています。近年、大規模商業施設が立地している状況から、引き続き商業系の土地需要が見込まれます。

これら産業の土地需要を踏まえ、幹線道路の沿線や岐阜各務原インターチェンジの周辺エリア等には、新たな産業用地を計画的に誘導する方針とします。

3. 将来都市構造

(1) 基本的な方針

本市では、市域を取り巻くように良好な農地や豊かな自然を有する緑地、木曾川による広大な水辺空間が広がり、市中心部を東西に貫く鉄道や国道に沿って市街地の整備を進める等、これまで合理的に都市構造の骨格を形づくってきました。

今後も、人口減少、少子高齢化の進展が予測される中、生活利便性の維持・向上を図るため、こうした都市構造の骨格を継承していくことが重要です。そのため、市内に16もの鉄道駅が立地する交通の利便性を活かし、鉄道駅周辺等を中心とした拠点に居住及び多様な都市機能の誘導を図ります。

また、鉄道駅から離れた大規模な住宅団地では、公共交通ネットワークにより都市拠点等へのアクセスを確保し、一定の人口密度の維持に努めるとともに、市街化調整区域の既存集落等については、自然豊かな暮らしを求める世帯の居住を受け入れる等、既存コミュニティの維持に努め、各務原市らしい“公共交通を軸とした集約型都市構造”の形成を図ります。

これらを踏まえ、立地適正化計画で定める将来人口密度の維持・確保に努め、設定した目標人口の達成を目指します。

目指す都市構造のイメージ

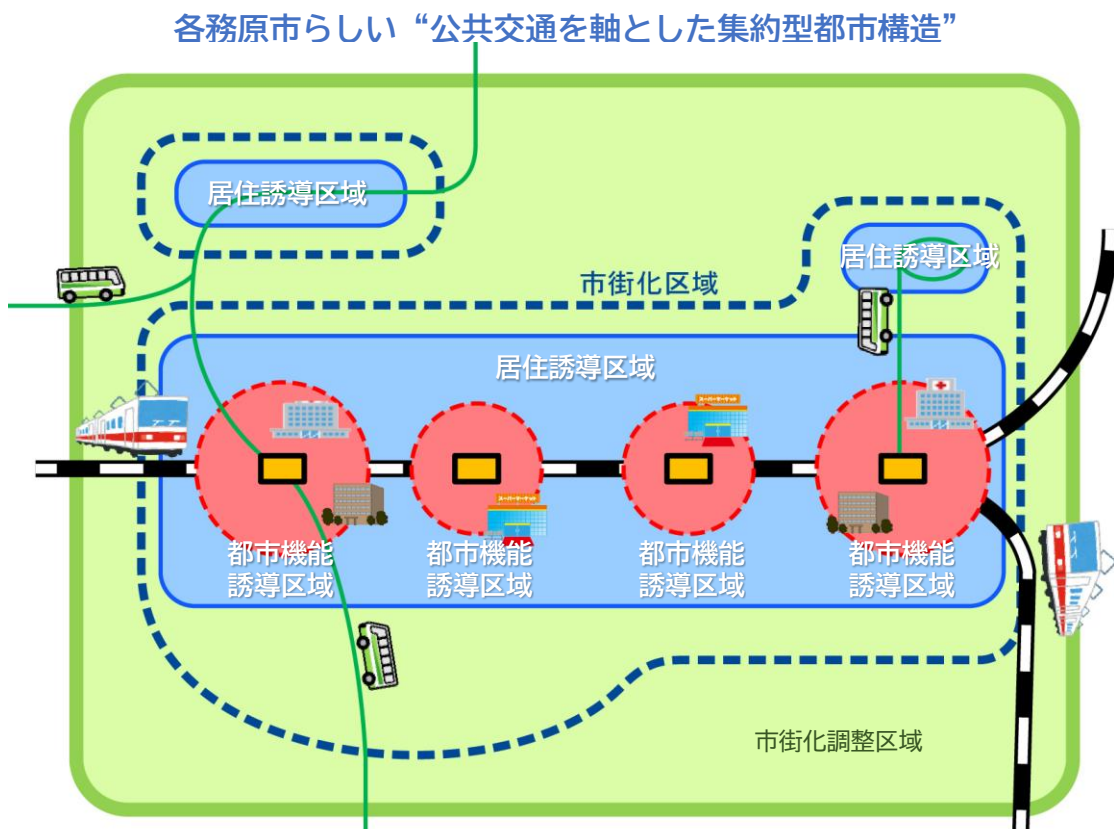


図2-2 目指す都市構造のイメージ

居住誘導区域・都市機能誘導区域は立地適正化計画で定められた区域です

居住誘導区域 	一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域
都市機能誘導区域 	医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することで各種サービスの効率的な提供を図る区域

(2) 将来都市構造の設定

都市づくりの理念や目標を実現するための将来都市構造を本市の現状を踏まえつつ、都市の骨格となる「拠点」「軸」「ゾーン」の3つの要素を用いて示します。

拠点	拠点は、多様な機能が集積し、都市において重要な役割を果たす場所を示すものです。
軸	軸は、都市の主要な動線を示すものです。 市民や産業活動を支え、各拠点の都市機能を補完し合い、連携を図るための主要な道路や公共交通、河川等で構成され、都市活動の活性化や円滑な市民交流を促進するものです。
ゾーン	ゾーンは、市街地や森林・農地等、同じ特性・役割を有する面的な広がりのある区域で、土地利用の方向性を示すものです。

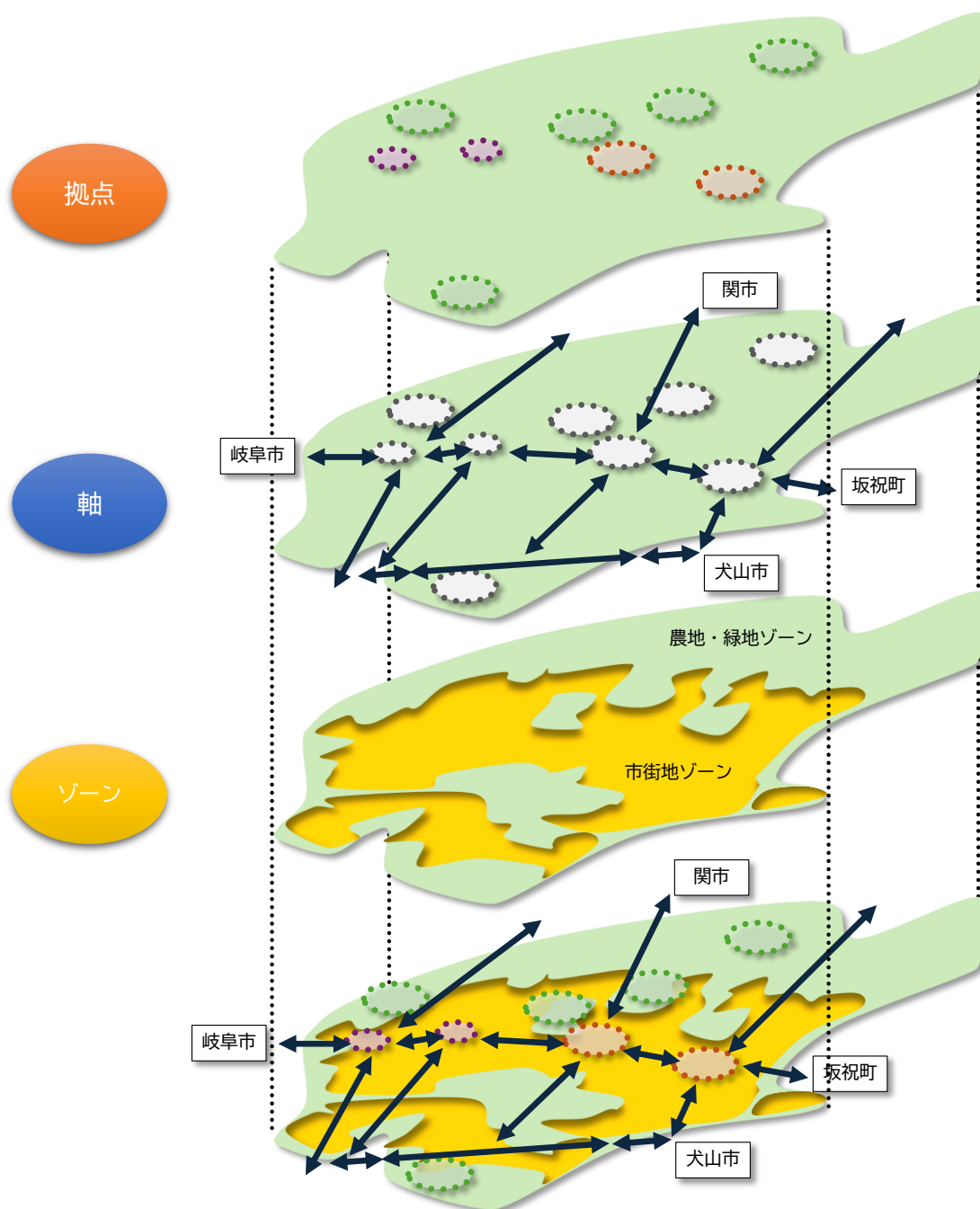


図2-3 将来都市構造の基本的要素イメージ

区分	名称	凡例	配置の方針
拠点	都市拠点		<p>東西に長い本市の地形を踏まえ、都市機能の集積を図るエリアとして2つの都市拠点を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 西の都市拠点として位置づける各務原市役所前駅及び那加駅・新那加駅周辺は、文化教育施設・行政施設・公園等が集積する地区であり、これらの既存施設を活用しつつ、子育て世代から高齢者まで様々な世代が集まるにぎわい・交流拠点の形成を図ります。 東の都市拠点として位置づける鵜沼駅・新鵜沼駅周辺は、交通の結節点である利便性やこれまで整備を進めてきた駅前広場、鵜沼空中歩道等の都市基盤を活かして、居住や多様な都市機能の集積を誘導し、東の玄関口としてふさわしい活気ある拠点の形成を図ります。
	産業拠点（既存）		<p>既存産業の集積を図るエリアとして、本市を代表する航空機産業が集約する川崎町周辺地区、ロボットや航空機といった先端産業、研究開発施設が集積するテクノプラザ地区の他、市内各地に立地する既存の工業団地を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の重要な工業地としての役割を果たすこれらの地区は、引き続き、既存産業の保全・振興や規模拡大・新規需要の受け皿となる用地の拡充に努めることで、産業の集積を図ります。
	産業拠点（候補地）		<p>新たな産業拠点の創出を図るエリアとして、交通アクセスに優れた岐阜各務原インターチェンジ周辺地区、本市の中心部に位置する各務山周辺地区及び今後幹線道路の整備が見込まれる沿線地域のうち、将来的な産業拠点の形成を検討する地区を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岐阜各務原インターチェンジ周辺地区は、交通の利便性を活かした新たな産業用地の創出を推進し、工業・商業が調和した拠点の形成を図ります。 各務山・各務ヶ原駅周辺地区は、本市の中心部に位置する広大な面積を持つ地区であるため、関連計画との調整を行いながら有効な土地利用を検討し、交通の利便性及び既成市街地との近接性を活かした拠点の形成を図ります。 幹線道路の沿線地域は、交通利便性を活かしつつ、都市的土地利用の需要や優良農地、山林等との調整を図り、地域未来投資促進法の活用も含め産業用地・拠点としての可能性を検討します。
	地域生活拠点		<p>各地区を巡回するバス交通等と鉄道の結節点であり、商業機能等が立地している各務ヶ原駅・名電各務原駅周辺、蘇原駅・六軒駅周辺、川島市民サービスセンター周辺を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活拠点では、日常生活に必要な店舗を中心とした商業機能や医療・福祉機能、市役所の支所機能等、地域住民の生活を支える都市機能が集積した拠点の形成を図ります。
	交流拠点		<p>まちのシンボルとなる市民公園・学びの森周辺、航空と宇宙の本格的な博物館である岐阜かかみがはら航空宇宙博物館周辺、県内最大規模の観光客数を誇る河川環境楽園周辺を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流拠点では、市内外から多くの人が訪れ、観光やレジャー、スポーツ等を通じ多様な交流が生まれる拠点の形成を図ります。
	歴史文化拠点		<p>中山道鵜沼宿地区周辺、中山道新加納立場地区周辺、城山周辺を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史文化拠点では、残された歴史的雰囲気大切にしながら、歴史的なまちなみの形成や歴史的な趣と調和する都市づくりの推進等により、歴史・文化を未来に継承する個性豊かな拠点の形成を図ります。

区分	名称	凡例	配置の方針
軸	水と緑の軸		木曽川や大安寺川の水辺環境、新境川の百十郎桜等、水と緑の連続性が確保された河川や緑地を水と緑の軸として位置づけ、環境保全、レクリエーション、防災、生物多様性等の機能を結び付け、まちと自然が調和した環境を創出する水と緑のネットワークの形成を図ります。
	公共交通軸	 JR 名鉄 民間路線バス ふれあいバス	鉄道、民間路線バス及びふれあいバスを公共交通軸に位置づけます。 ・鉄道及び本市と他市町を結ぶ地域間幹線バスは、幹線交通として、近隣都市や拠点間をつなぐ、広域交通を確保します。 ・ふれあいバスは、拠点間や住宅地等をつなぐ生活交通として、鉄道、バス停及び各拠点等へのアクセス・利便性の向上を図ります。 これら幹線交通と生活交通が一体となって機能する公共交通ネットワークの確保により、市民の交通利便性の維持に努めます。
	広域連携軸		広域的な交通需要に対応する東海北陸自動車道や市の中央部を東西に結ぶ(都)一般国道21号線を位置づけ、様々な交流と連携を生み出すネットワークの形成を図ります。
	地域連携軸		広域連携軸を補完する(都)江南関線、(都)岐阜鵜沼線、(都)岐阜蘇原線、(都)日野岩地大野線、(都)各務原扶桑線、(都)坂祝バイパス線、(都)犬山東町線バイパス、(主)川島三輪線を位置づけ、拠点間や近隣市町を結ぶ幹線道路ネットワークの形成を図ります。
ゾーン	市街化区域	中心市街地ゾーン	 都市拠点であり、立地適正化計画において都市機能誘導区域に定められた各務原市役所前駅及び那加駅・新那加駅周辺と鵜沼駅・新鵜沼駅周辺を位置づけます。 ・中高層住宅等の立地誘導や中古住宅の流通促進により、人口が高密度に集積する市街地の形成を図ります。また、鉄道駅周辺に分布する駐車場や空き地等の土地の有効活用を促進することにより、商業、医療、福祉等の多様な都市機能が集積し、便利で快適な生活を営むことができる市街地の形成を図ります。
		市街地ゾーン	 地域生活拠点の内、立地適正化計画において都市機能誘導区域に定められた各務ヶ原駅・名電各務原駅周辺、蘇原駅・六軒駅周辺を位置づけます。 ・公共交通の利便性を活かし、人口の維持・集積を図るとともに、地域生活拠点を中心に日常生活に必要な都市機能の立地を誘導することにより、過度に自動車に頼らなくても暮らしやすい市街地の形成を図ります。
		工業市街地ゾーン	 現在工業系の用途が指定されている地区を位置づけます。 ・既存の工業地・工業団地は、工場施設内における緑地の維持・保全等により、周辺の市街地環境に十分に配慮しつつ現在の土地利用を維持します。 ・岐阜各務原インターチェンジの南側や各務山地区では、交通利便性を活かし、工業系の土地利用の誘導を図ります。
		居住市街地ゾーン	 上記ゾーン以外の市街地を位置づけ、現状の人口密度や都市機能を維持するとともに、住居、商業の土地利用を計画的に行うことで生活利便性の確保に努め、ゆとりある居住環境の創出を図ります。
	市街化調整区域	農地・集落地ゾーン	 市街地をとり巻く農地では、社会情勢の変化を踏まえつつ、一団のまとまりのある優良農地の保全を図ります。 農地の中に介在する集落においては、地域の特性に合わせ、周辺住民の生活利便性の確保や適正な土地利用を図り、良好な居住環境の保全・形成及び既存コミュニティの維持・活性化を図ります。
		山地・丘陵地ゾーン	 北部に広がる山地・丘陵地では、無秩序な市街地拡大を抑制し、自然環境の保全を図るとともに、気軽に自然とふれあうことで市民生活に潤いと安らぎを与える場の形成を図ります。

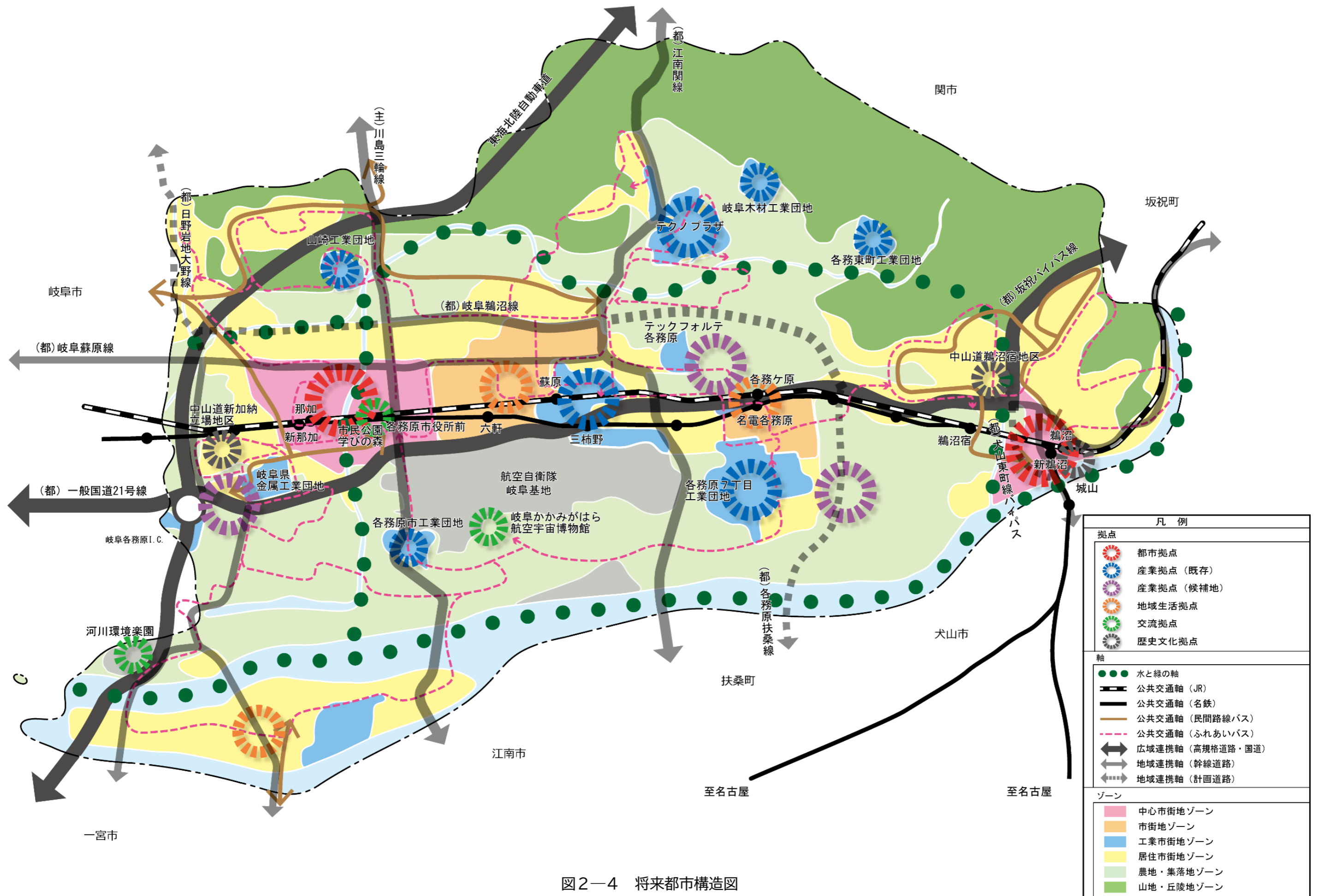


図2-4 将来都市構造図

4. 都市整備の方針

都市整備の方針では、目指すべき都市づくりの理念・目標を実現するために必要な取り組みや整備の方針を、第1章で整理した4つの分野（土地利用、都市施設等、市街地整備、関連分野）ごとに示します。

		都市づくりの理念・目標					
		理念1	理念2	理念3	理念4	理念5	理念6
		交通軸からつながる生活圏で暮らせる都市	にぎわいと活力を持続発展する都市	まちと自然が調和した都市	安全安心な都市	歴史・文化を継承・活用する都市	多様な主体が参加・協働する都市
都市整備の方針		目標	目標	目標	目標	目標	目標
		公共交通ネットワークを活かしたコンパクトな都市づくり 居住環境の整った便利で暮らしやすい都市づくり	既存産業の振興、新たな産業を創出する都市づくり 公共施設等の利活用と長寿命化が適切に図られた都市づくり	美しい水と緑を保全・創出する都市づくり 水と緑を活用し、にぎわいと交流を生み出す都市づくり	災害への備えが整った都市づくり 市民の安全安心を支える都市づくり	歴史・文化資源を保全・活用した魅力ある都市づくり 郷土への誇りや愛着を醸成する都市づくり	多様な担い手が参加・協働できる都市づくり
(1) 土地利用		●	●	●	●	●	●
(2) 都市施設等	(i)道路	●	●		●		
	(ii)公共交通	●					●
	(iii)公園・緑地			●		●	●
	(iv)下水道		●		●		
	(v)河川			●	●		
	(vi)その他都市施設	●	●	●			
(3) 市街地整備		●			●	●	●
(4) 関連分野	(i)景観			●		●	●
	(ii)歴史・文化					●	●
	(iii)安全安心				●		●
	(iv)環境			●			●
	(v)市民協働	●	●	●	●	●	●

(1) 土地利用

理念1 理念2 理念3 理念4 理念5 理念6

(i) 土地利用の基本的な考え方

土地は市民が快適な生活を送り、自然や歴史・文化を守り、育み、地域の活力を生み出す舞台であるとともに、生活の基盤となる限りある大切な資源です。

本計画では、各務原市総合計画の基本構想にて示された土地利用の基本的な方針に基づき、本市の特性や実情に応じた計画的かつ戦略的な土地利用を推進します。

住みたい、 住み続け たくなる 土地利用

各務原アルプスや名勝木曾川などの豊かな自然環境を保全するとともに、歴史・文化などの地域資源や個性を次世代に継承し、それぞれの地域特性にあわせて良好な住環境と調和がとれた土地利用を目指します。都市機能や防災機能の向上、都市緑化の推進に努め、ずっと住み続けたい、住んでみたいと思われる土地利用を進めます。

人や地域が つながる 土地利用

市内のみならず、県内や愛知県などの広域を結ぶネットワークを形成する交通網の充実を図ることで、「ヒト、モノ、コト」の動きを活発にし、本市の強みの1つである「ものづくり」をさらに強固なものにするとともに、商業・観光拠点を充足させる土地利用を目指します。これらの交通基盤と産業基盤を強化し連携させることで、人や地域がつながる土地利用を進めます。

未来に向けた 計画的な 土地利用

人口減少、少子高齢化の進展など、目まぐるしい社会経済情勢の変化や気候変動に柔軟に対応するために、地域特性にあわせた目的や整備方針は、都市計画マスタープランを中心とした、各個別計画において具体的な計画として定め、持続可能な土地利用を目指します。本構想の方向性を軸に、「いこい・にぎわい・くらし・しごと・ふれあい」をバランスよく配置・誘導し、未来に向けた計画的な土地利用を進めます。



(ii) 区域区分の見直しに関する方針

- ・市街化区域内における住居系市街地は基本的に維持するものとし、低未利用地の宅地化の促進を図ります。
- ・工業系及び商業系市街地については、立地需要を踏まえ、市街化区域への編入を図ります。
- ・現在の市街化区域内において都市的土地利用の困難な地域については、自然景観を維持し、都市環境の保全を図りつつ、今後の土地利用のあり方を検討します。

(iii) 用途地域の見直しに関する方針

- ・土地利用状況の変化や都市基盤施設の整備状況等に合わせ、適切な用途地域の見直しを検討します。
- ・公共施設の老朽化・更新等に伴う建替え等が可能となるように、周辺の土地利用状況を勘案し用途地域の見直しを検討します。また、統廃合に伴う跡地利用の方針に合わせ、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。
- ・緑苑団地等の郊外部の住宅団地について、居住環境を大きく変えない範囲で、一定規模の店舗等を許容する用途地域への見直しを検討します。

(iv) 市街化区域の土地利用方針

区分	名称	凡例	方針
市街化区域	住宅系地域		市街地における道路、公園・緑地、下水道等の都市基盤整備や低未利用地の有効活用等に努め、緑豊かで暮らしやすい居住環境の整備を推進します。 高齢社会における生活利便性の確保や環境負荷の低減といった観点から、郊外部における住居系市街地の拡大を抑制するとともに、鉄道駅周辺等の公共交通結節点周辺における住宅・宅地の供給を促進します。また、郊外の大規模住宅団地等についても、日常生活の利便性の確保を図ります。
		住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅周辺の住宅地（複合市街地を除く）及び市街化区域の縁辺部に設定します。 ・鉄道駅周辺の既存住宅地については、地域生活拠点を中心に日常生活に必要な都市機能の立地を誘導することにより、引き続き人口の集積を図ります。 ・市街化区域の縁辺部では、低未利用地が残存していることから、地区計画道路の整備や土地区画整理事業等により、ゆとりある良好な住宅地の形成を図ります。
		大規模住宅団地等	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地郊外の団地造成により、低層の戸建て住宅地と中高層の集合住宅地で形成された大規模住宅団地等に設定します。 ・これらの地域では、良好な居住環境の保全を図るとともに、地区内にみられる空き家の流通を促進します。また、公共交通ネットワークの確保等により、日常生活の利便性の維持に努めます。
	商業系地域		にぎわいのある商業空間の創出を目指して、既存の商業地の振興を図るとともに、鉄道駅周辺の都市的低未利用地の残る地域については、土地の高度利用を促進し、都市機能の向上を図ります。また、鉄道駅周辺等の公共交通結節点周辺における商業、医療、福祉施設等の都市機能の集積を促進します。
		商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・六軒駅、各務ヶ原駅・名電各務原駅周辺は、それぞれ本市の既成住宅地における拠点となる商業地の役割を果たしており、今後も歩道整備等のハード事業や商店街活性化のためのソフト事業により機能維持・充実を図ります。 ・（都）一般国道21号線、（都）岐阜蘇原線（いちよう通り）、（都）岐阜鶴沼線、（都）坂祝バイパス線及び（都）江南関線等の主要幹線道路沿道の近隣商業地域については、交通利便性を活かした商業地としての土地利用の維持・誘導を図ります。
		大規模集客施設立地エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・大型商業施設が立地する那加日新町、鶴沼各務原町、蘇原花園町、蘇原青雲町及び鶴沼西町は、引き続き商業地としての機能維持・充実を図ります。三井町地区は、商業地としての機能充実を図ります。
	住居・商業系複合地域		交通の利便性を活かし、多様で魅力ある都市機能の立地を促進するとともに、これらと調和した住宅地の形成を図ります。
		複合市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・東西の都市拠点及び中心市街地に位置づけ、既成住宅地が立地するとともに、商業機能を有し都市機能の集積を図る各務原市役所前駅及び那加駅・新那加駅周辺と鶴沼駅・新鶴沼駅周辺に設定します。 ・既成住宅地については、道路・公園等の都市基盤の整備により居住環境の改善を図るとともに、空き家や空き地の流通促進により居住の誘導を行います。また、密集した住宅が多くみられる地区については、土地区画整理事業等により、居住環境の改善に向けた施策を検討します。 ・鶴沼駅・新鶴沼駅周辺地区では、鶴沼空中歩道や駅前広場等の都市基盤整備が進められ利便性が向上していることから、土地の有効・高度利用を促進し、商業系土地利用への誘導を検討します。
	工業系地域		自然との調和に配慮しながら、土地利用と良好な工場経営が円滑に行える環境の確保を図ります。また、本市の持続的な発展を支えるため、企業の多様なニーズを見据えた柔軟な土地利用を検討し、既存工業地、工業団地の高度化・拡充へのニーズに対応するとともに、幹線道路沿道や岐阜各務原インターチェンジの周辺等の交通利便性の高い地域においては、新規産業の受け皿となる工業用地の確保に努めます。
		工業地	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に住宅地が立地する等、周辺への配慮が必要な工業地は、工場施設内における緑地を維持・保全し、市街地環境に配慮しつつ、インフラの維持・整備により、企業の生産活動が円滑に行えるよう努めます。 ・本市の重要な工業地としての役割を果たしている工業団地や交通利便性の高い工業地は、現有の生産機能の維持・強化を図るとともに、周辺の農地、自然環境や住環境に十分な配慮をしながら工業系の土地需要に対応する新たな工業用地の確保・拡大を検討します。

(v) 市街化調整区域の土地利用方針

◆優良な農地との健全な調和

- ・農地が市民生活を支える農産物の生産地域であるとともに、雨水の保水・遊水機能や地下水の涵養機能、緑地的空間機能等多面的な機能を有することを重視し、優良な農地については、農業の拠点として生産機能の維持に努めます。

◆災害防止の観点から必要な市街化の抑制



- ・北部丘陵地は、新境川の上流にあたり、防災の観点等から、砂防指定地及び保安林により開発が抑制されています。また、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定により、安全な地域への誘導を行い、宅地開発等を抑制します。

◆自然環境の観点から必要な保全

- ・森林・緑地・水辺系地域についてはその保全に努めます。また、市民生活に潤いと安らぎを与える場として整備を図り、自然共生型の土地利用に努めます。
- ・飛騨木曾川国定公園並びに特別緑地保全地区に指定されている八木山の保全を図ります。
- ・風致地区に指定されている伊木山やうぬまの森等山林の保全に努め、市民が緑と親しむ憩いの場として活用します。
- ・国営木曾三川公園各務原緑地及び新境川・大安寺川は貴重なオープンスペースとして保全を図ります。
- ・おがせ池の水辺空間や周囲の山林及び名勝木曾川の一部を成している城山は景勝地として保全を図ります。

◆秩序ある都市的土地利用

- ・市街化調整区域については、無秩序な土地利用が進まないよう開発許可の適切な運用を行うものとします。
- ・幹線道路沿道等、工業系や商業系の都市的土地利用の需要が見込まれるエリアは、優良農地との調整や周辺環境、営農状況等との調和に十分配慮し、都市的土地利用を図ります。さらに、工業系の土地利用では、地区計画の活用や地域未来投資促進法の活用により特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域に位置づけられた地域については、工業用地の確保に努めます。
- ・住居系の土地利用については、既存コミュニティの維持・活性化や地域の特性にふさわしい住環境の形成を図るため、都市基盤がある程度整っている地区や地域の核となる公共施設が立地する地区、鉄道駅の周辺地区について、地区計画や都市計画法に基づく条例区域の指定等により、適切な土地利用を誘導し、地域の実情に応じた都市づくりを推進します。
- ・集落地に居住する市民の生活に最低限必要となる商店や診療所、介護福祉施設については、周辺の環境に配慮しながら適切な立地を図ります。

区分	名称	凡例	方針
市街化調整区域	幹線道路沿道 エリア		<p>幹線道路の沿線や岐阜各務原インターチェンジの周辺等の交通利便性の高い地区においては、優良農地との調整や周辺の住環境に配慮しつつ、新たな産業用地の誘導を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(都)岐阜鵜沼線沿道 東西軸としての交通利便性を活かした商業系の土地利用を中心に検討します。 ・(都)犬山東町線バイパス沿道 都市計画道路の整備に併せ、商業系の土地利用を検討します。 ・(都)各務原扶桑線沿道 都市計画道路整備の進捗や営農状況等の社会情勢の変化を踏まえつつ、愛知県へとつながる道路ネットワークの広域性を活かした工業系の土地利用を検討します。 ・岐阜各務原インターチェンジ周辺地域 東海北陸自動車道の交通利便性を活かし、既存の大規模集客施設、工業団地と新たな産業用地とが調和する土地利用を図ります。 ・各務山周辺地区 各務山基本構想に基づき、各務山西部（テックフォルテ各務原）と一体的な工業用地としての土地利用を図ります。各務ヶ原駅北側の地域においては、交通の利便性を活かし、周辺の土地利用状況や都市基盤整備等の社会情勢の変化に伴い、商業系をはじめとして、様々な土地利用の可能性を検討し、まちづくりに有効な土地利用を図ります。
	鉄道駅近接 エリア		<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性に優れた鉄道駅に近接する地域において、無秩序な土地利用等による不良な街区の形成を防止するため、地区計画等の活用により、良好な住環境の形成が図られるよう検討します。

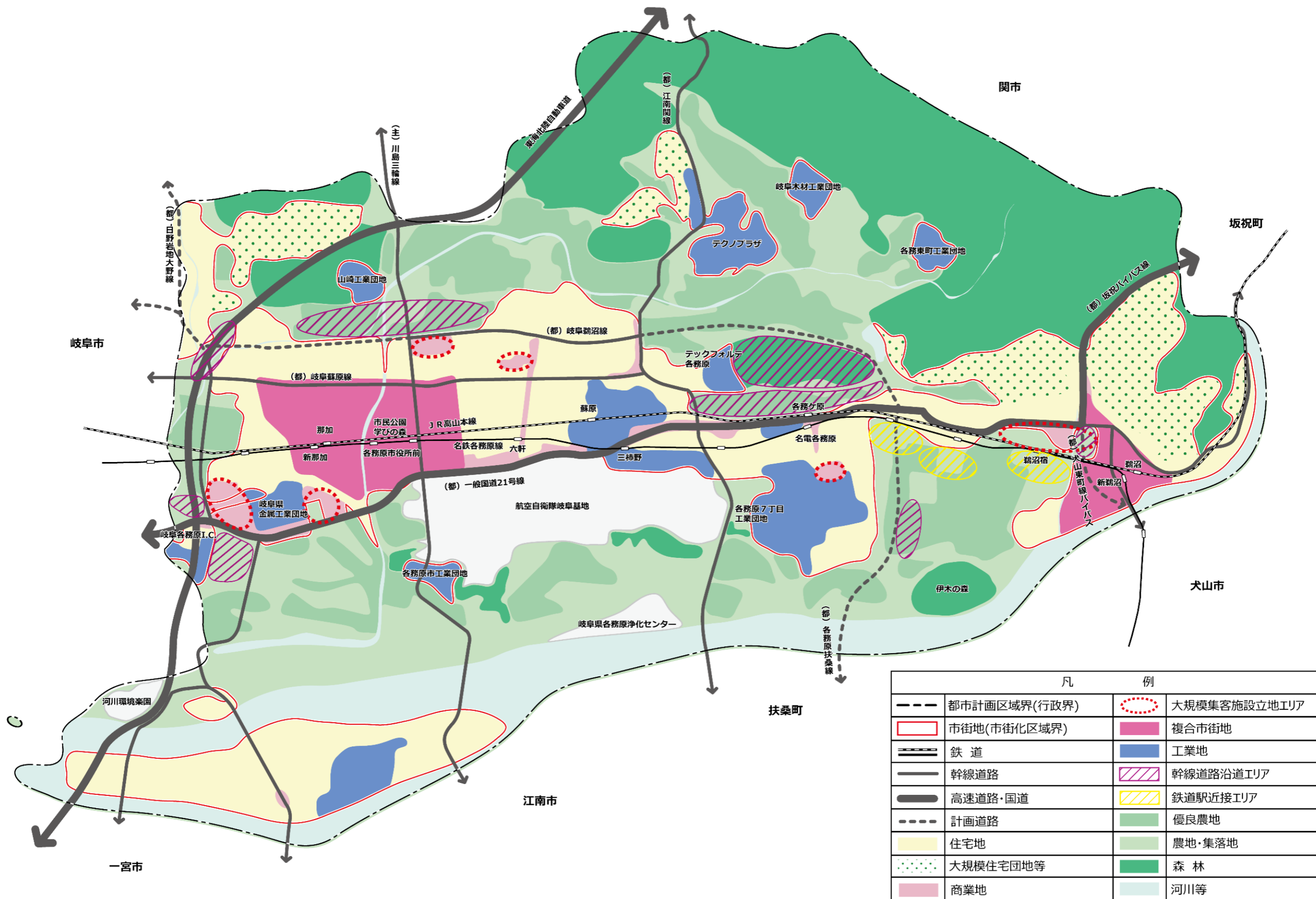


図2-5 土地利用方針図

(2) 都市施設等

(i) 道路

理念1

理念2

理念4

本市の道路は、幹線道路を軸とし、近隣市町を結ぶ広域幹線道路網が形成されています。さらに軸となる幹線道路から補助幹線道路・生活道路がつながり、道路ネットワークが形成されています。

都市の骨格を形成する幹線道路、主に地域内交通を幹線道路へ誘導する機能を持つ補助幹線道路の整備を促進することで、幹線・補助幹線道路ネットワークを構築します。

既成市街地及び集落地における生活道路の多くは、6m未満の狭幅員道路によって構成されており、交通安全上及び防災上の問題が懸念されています。特に、幅員4m未満の狭あい道路については、緊急車両（消防車や救急車）の進入が困難な道路も多くみられ、その改善が必要です。

また、地形は比較的平坦であるため、市民が徒歩や自転車で快適に移動できる交通環境に適しており、自動車に過度に依存しないまちづくりや歩行者・自転車ネットワークの形成による通学路の安全確保、近隣市町と連携したサイクリングロード整備が求められています。

取り組み方針

◆ 幹線道路、補助幹線道路

- ・社会情勢の変化や将来のまちづくり及び都市計画道路網を勘案し、必要に応じて都市計画道路網の見直しを行います。
- ・今後整備を促進すべき主要な路線（短期・中長期）については、国・県と連携しながら計画的な整備を促進します。

表2-1 都市計画道路の変更箇所

名称	都市計画決定	内容
(都)新那加町線	令和5年1月25日 市告示第40号	新那加駅前広場の追加 車線数の決定 2車線
(都)日野岩地大野線	令和5年12月6日 市告示第112号	区域の変更(岩地川架橋部)
(都)岐阜鵜沼線	令和8年度予定	区域の変更(交差点部等の拡幅)

表2-2 整備促進路線（短期）

路線名	方針
(都)犬山東町線バイパス	鵜沼地区における交通流動の円滑化及び(都)一般国道 21 号線に連絡する都市間交通※路線として整備します。
(都)各務原扶桑線 【(仮)新愛岐大橋～ 市道鵜 932 号線 (にんじん通り)】	広域的通過交通※や都市間交通が集中する(都)江南関線の渋滞を緩和するため、愛岐大橋上流側に(仮)新愛岐大橋を架橋し、市道鵜 932 号線に至る新設路線を整備します。
(都)岐阜鵜沼線 【(都)日野岩地大野線～ (主)川島三輪線】	市街地北側の東西軸として都市内及び都市間交通の円滑化を図る路線として整備します。
(都)日野岩地大野線 【(都)金町那加岩地線(岐阜市)～ (都)岐阜蘇原線】	本市西部の新たな南北軸、また都市内及び都市間交通の円滑化を図る路線として整備します。

※都市間交通：各都市間を結ぶ交通。

※広域的通過交通：ここでは、高規格幹線道路等を利用し、広い範囲の移動を目的に本市内を通過する交通のことをさす。

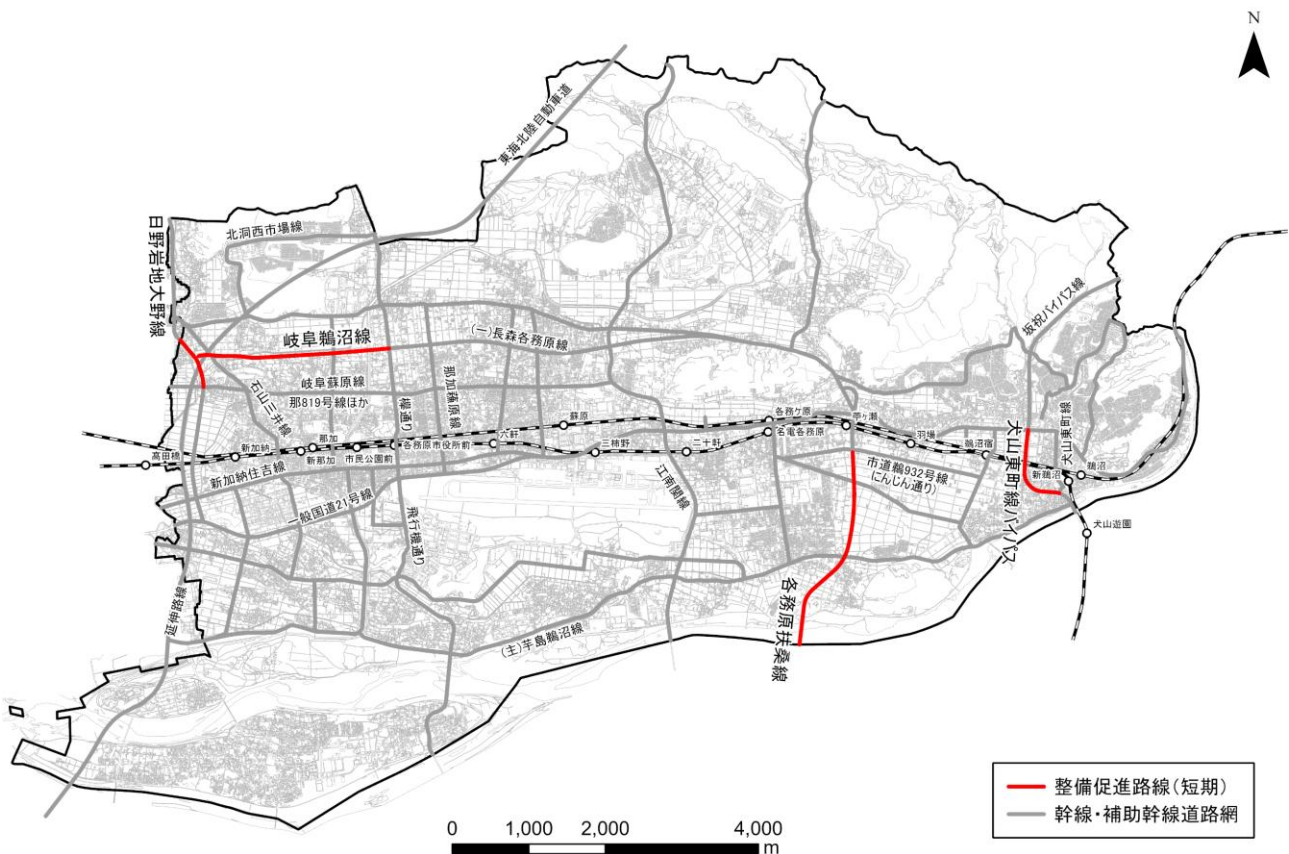


図2-6 整備促進路線（短期）

表2-3 整備促進路線（中長期）

路線名	方針
(都)一般国道21号線	本市を東西に横断する広域的な幹線道路であり、経済・産業・防災等の重要な役割を果たす路線として整備を促進します。
(都)坂祝バイパス線	(都)一般国道21号線に連絡し、都市間及び広域的通過交通の円滑化並びに、慢性的な渋滞の緩和を図るバイパス路線として4車線化整備を促進します。
(都)岐阜鷺沼線 【(都)江南関線～ (都)一般国道21号線】	市街地北側の東西軸として都市内及び都市間交通の円滑化を図る路線として整備を促進します。
(都)日野岩地大野線 及び延伸路線	岐阜地域の環状線の一部を形成し、また本市西部の南北軸として都市間交通の円滑化を図る路線として整備を促進します。また、川島地区との連絡を強化するため、当該路線の延伸を検討します。
(都)各務原扶桑線 【市道鷺932号線(にんじん通り) ～(都)岐阜鷺沼線】	広域的通過交通や都市間交通が集中する(都)江南関線の渋滞を緩和するため、市道鷺932号線から(都)一般国道21号線、(都)岐阜鷺沼線に至る新設路線の整備を促進します。
(都)江南関線	本市の南北道路交通の軸となっており、広域的通過交通や都市間交通が集中する路線として整備を促進します。
(都)石山三井線	本市西部の南北道路交通路線として、地区間を結ぶ地域的な役割の道路として整備を促進します。
岐阜南部横断ハイウェイ	(都)一般国道21号線に集中する広域的な通過交通を市街地外へ誘導するとともに、本市南部地域の東西軸を形成する主要な幹線道路としての機能が期待されていることから、当該道路の整備を促進します。

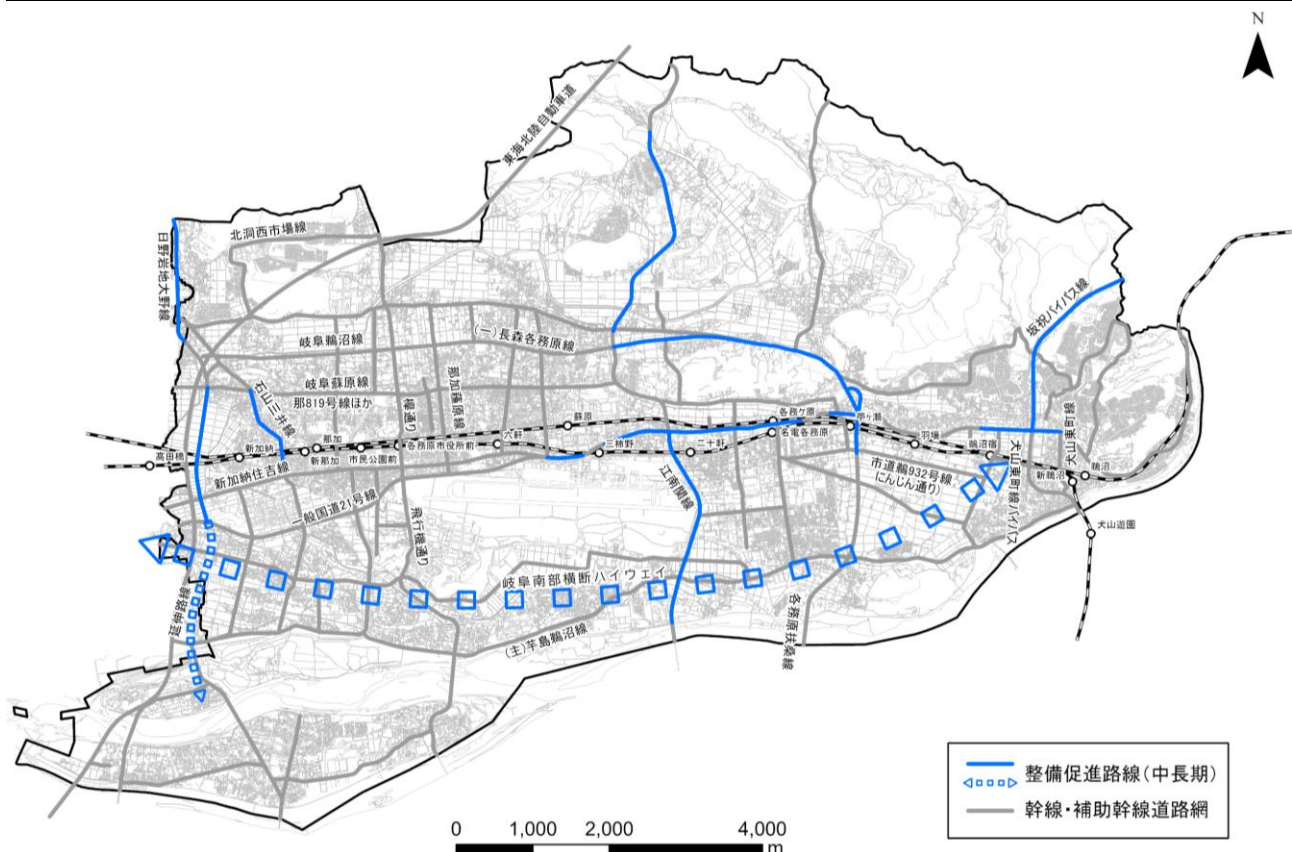


図2-7 整備促進路線（中長期）

◆生活道路

- ・各務原市道路整備計画に基づき、交差点改良・歩道整備等を図ることで、計画路線の整備を推進します。
- ・幅員4m未満道路の多い既成市街地や集落地において安全で快適な住環境を確保するため、狭あい道路整備事業等、地域住民の理解と協働により幅員4m未満の道路の解消を図ります。

◆歩道・自転車ネットワーク

- ・主要な幹線道路や自転車・歩行者の交通量が多い道路、また通学路に指定されている道路において、歩道や自転車歩行者道の整備を順次進めます。
- ・自転車活用推進計画を策定し、安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するとともに、自転車の利用に向けた施策に取り組みます。
- ・木曾川河川敷等に整備したサイクリングロードについては、周辺の一般道路も含めたコースを設定する等、関係機関や近隣市町と連携しながらさらなる利活用について検討します。

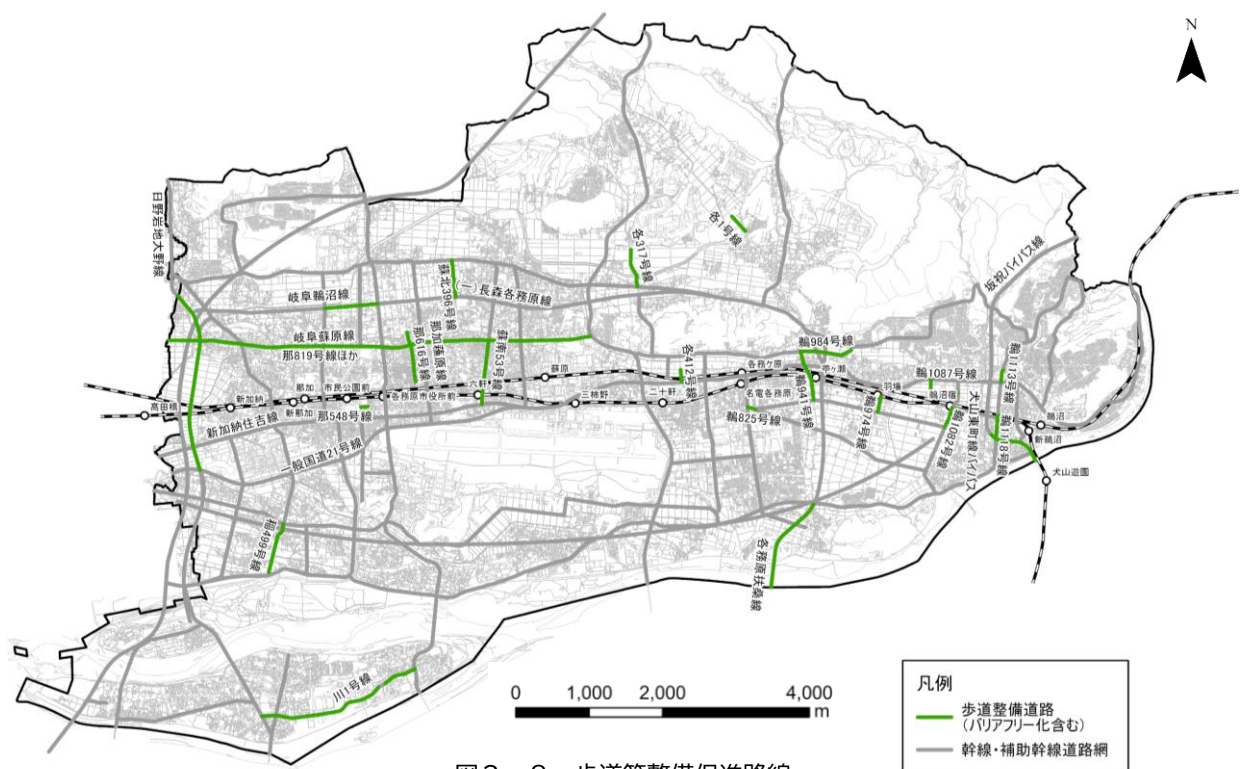


図2-8 歩道等整備促進路線

◆歩行・沿道環境に配慮した道路整備

- ・今後は、市民が安心して移動できる環境を整え、地域の魅力や暮らしやすさの向上につなげるため、歩行環境や沿道の空間整備と一体となった道路を推進します。
- ・官民が連携した道路の利活用を推進し、にぎわいと交流に資する道路空間の確保、管理に取り組みます。
- ・多目的に活用できるオープンスペースとしての役割にも配慮しながら、植栽による緑化や地域の景観への配慮等、潤いや豊かさが実感できる道路空間の創出を図ります。
- ・鉄道駅周辺道路は、徒歩、自転車で気軽に移動できるにぎわいのあるまちづくりのため、歩いて楽しい歩道空間の整備を図ります。
- ・風景をゆっくり眺め安心して歩けるよう、景観・歴史と調和した道路空間の整備を図ります。
- ・ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの取り組みとして、高齢者をはじめすべての人が移動しやすい環境の維持を図ります。

(ii) 公共交通 理念1 理念6

本市の鉄道は、JR高山本線（4 駅）と名鉄各務原線（12 駅）が市域中央部を東西に並行して走り、地域間交通を担う輸送機関として重要な役割を果たしています。

バス路線は、岐阜バス、名鉄バス、ふれあいバスが運行し、デマンド型交通を含め、市民の移動手段として活用されています。

今後は、将来にわたり地域の移動手段を確保するため、持続可能な公共交通の供給体制の確保・維持を図ります。

取り組み方針

◆鉄道・バス

- ・鉄道については、運行の維持や鉄道駅のバリアフリー化等について関係機関に要請し、利便性や安全性の確保に努めます。
- ・身近な交通手段である民間バス路線の維持に努めるとともに、必要に応じてふれあいバスとチョイスコの運行内容の見直しを行います。

◆持続可能な公共交通ネットワークの形成

- ・各務原市地域公共交通計画に基づき、鉄道（JR、名鉄）、民間路線バス（岐阜バス、名鉄バス）、ふれあいバス及びチョイスコかかみがはら・かわしまが相互に連携する公共交通ネットワークの維持により移動手段の確保に努めます。
- ・公共交通を快適に利用できるようにするため、乗継拠点での乗降環境を整備し、地域にあった交通サービスの提供に努めます。
- ・新技術の活用等、効果的、効率的なサービス供給を検討します。

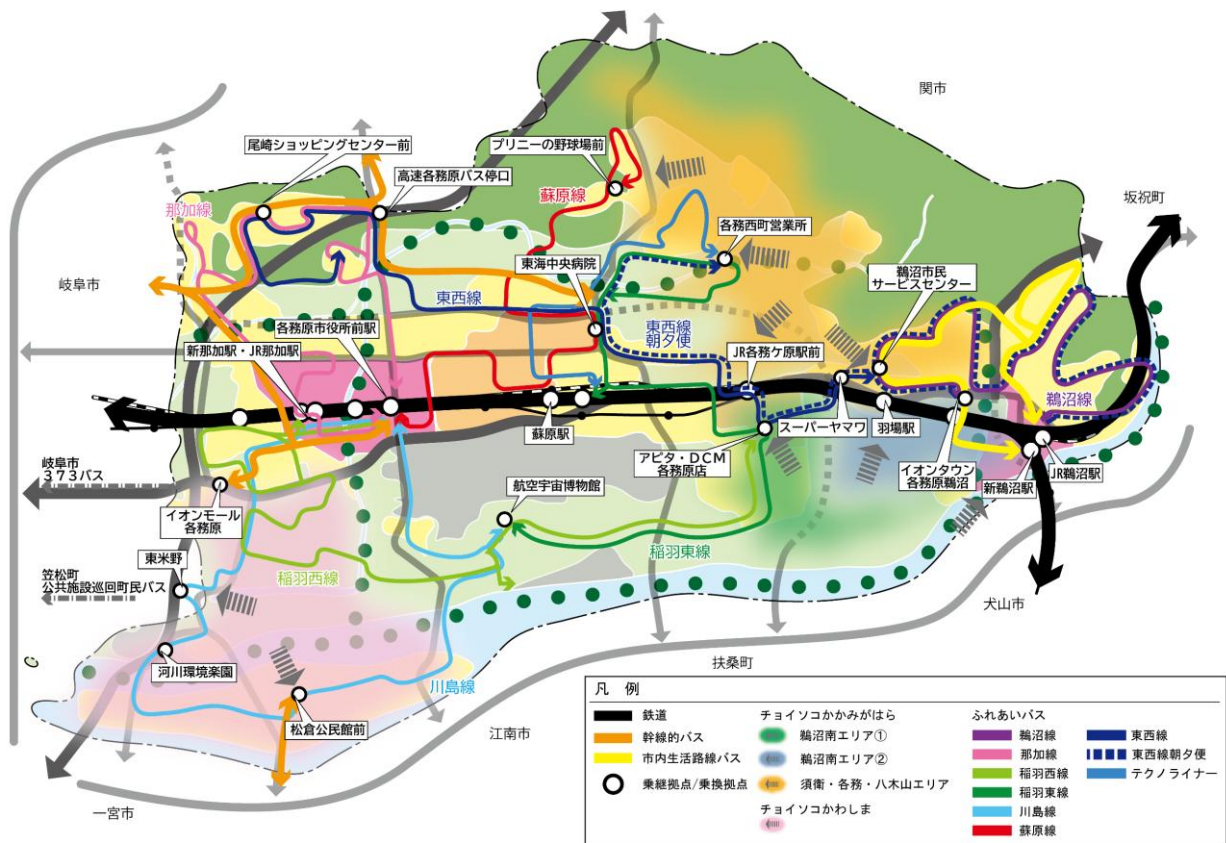


図2-9 公共交通ネットワーク

(iii) 公園・緑地

理念3

理念5

理念6





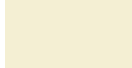




本計画における公園・緑地の方針は令和8年度からの新たな「緑の基本計画」によるものとします。これまでの「緑の基本計画」に基づく取り組みにより、「まちの緑」が創出され、長い歴史の中で「豊かな自然」が形成されてきました。

今後は、緑の骨格や拠点、エリアの充実を図ることで、緑の将来像「まちと緑とつながるしあわせ かかみがはら」の実現を図ります。

取り組み方針

◆緑の配置

・緑の将来像の実現を図るため、緑の配置方針を設定します。

区分	名称	凡例	配置の方針
緑の骨格	水と緑のネットワーク		木曽川や大安寺川の水辺環境、新境川の百十郎桜など、水と緑の連続性が確保されており、今後も保全・活用が求められる軸を「水と緑のネットワーク」として位置づけます。
	主な樹林地		北部の緩やかな丘陵地や、三井山などの独立峰の緑豊かな樹林地のこと。
	河川・ため池等の水辺		木曽川や新境川などの市内を流れる河川や、芋ヶ瀬池などの市内に点在するため池のこと。
緑のエリア	緑の活用エリア		都市公園や街路樹等の緑が配置されている市街地について、既存ストックとしての緑の機能を最大限活かすため、適正な維持管理や活用を行うことで、にぎわいの創出や良好な住環境の保全を図る「緑の活用エリア」として位置づけます。(市街化区域)
	緑の保全エリア		市街地縁辺部の樹林地や農地、河川沿いの水辺環境は、市の骨格となる良好な自然環境を形成していることから、引き続き保全していく「緑の保全エリア」として位置づけます。(市街化調整区域) (保全配慮地区)
	まちなかグリーンインフラ推進エリア		市全域においてグリーンインフラの取り組みを推進します。特に、立地適正化計画と連動し、居住誘導区域においては、緑の多様な機能が良好な住環境の形成と治水対策等に資するため、より積極的に推進していく「まちなかグリーンインフラ推進エリア」として位置づけます。(居住誘導区域) (緑化重点地区)
緑の拠点	賑わいと交流の拠点		近隣・地区・総合公園や国営公園など、広大な緑を有する公園や市を代表する主な公園は、市内外から多くの人々が訪れ親しまれる場であることから、これらを「賑わいと交流の拠点」として位置づけます。
	レクリエーション拠点		陸上競技場などを有する総合運動公園や川島町総合スポーツ公園は、レクリエーションの場として市民に活用されていることから、これらを「レクリエーション拠点」として位置づけます。
	歴史・文化の拠点		炉畑遺跡公園や新加納陣屋公園など、歴史的な資源と一体となった緑は、本市の歴史や景観を継承する環境を形成していることから、「歴史・文化の拠点」として位置づけます。

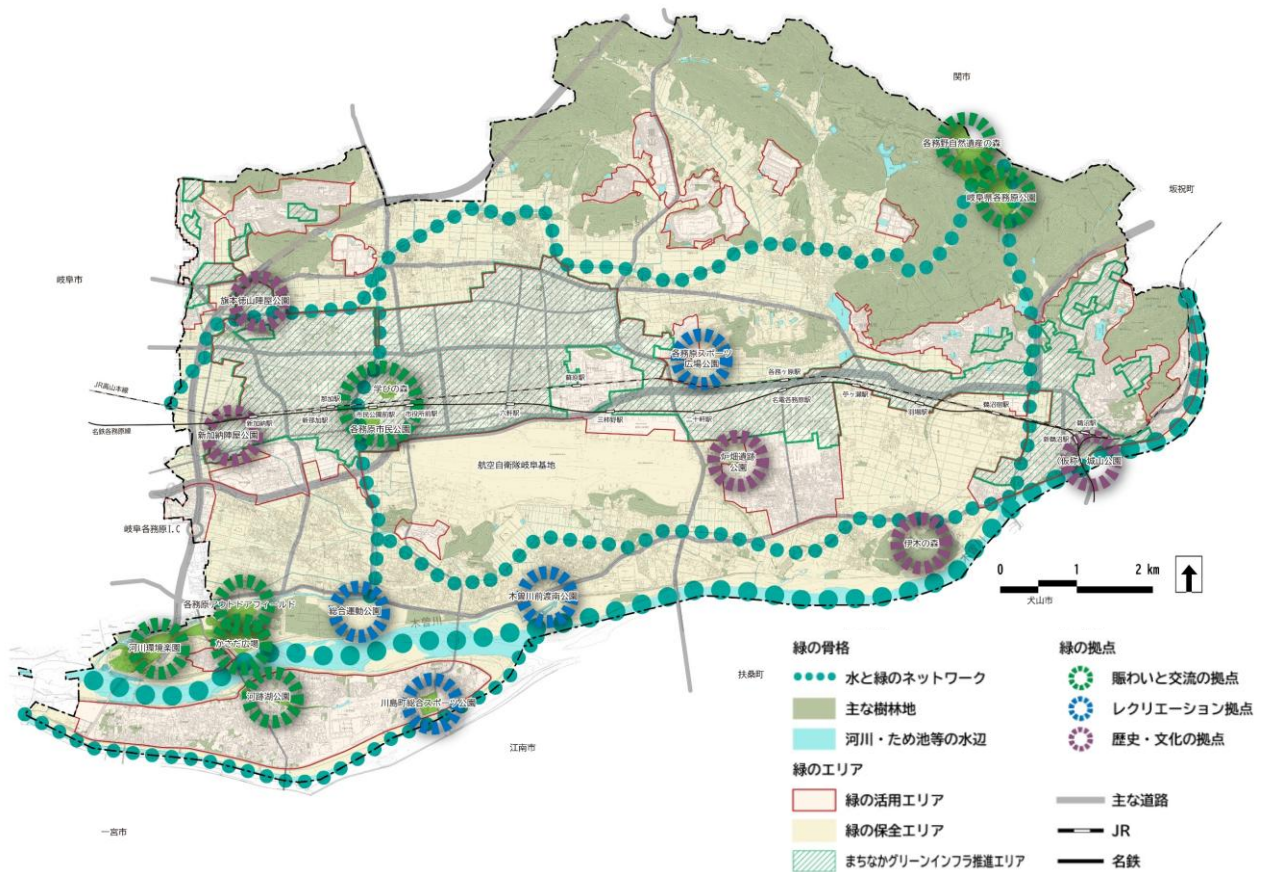


図2-10 緑の配置方針図

◆都市公園の整備

- ・都市公園は、都市の環境保全、防災性の向上、都市景観の形成、憩いの場やレクリエーション活動等様々な役割を果たしています。
- ・既存の公園を十分に活かすため、多様なニーズに対応した公園施設の充実やルールづくりを行う等、質の高い特色ある公園づくりを進めるとともに、将来を見据え、必要に応じて都市公園の機能再編・統廃合についても進めます。

◆都市公園の管理

- ・利用者の安全確保のため、定期的な公園施設の点検を実施するとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の修繕・更新を進めます。
- ・良好な景観形成や地域コミュニティ活動の活性化を図るため、今後も市民協働による公園の管理を推進します。

◆官民連携による管理・運営

- ・公園管理の多様化に対応するため、指定管理者制度や Park-PFI 制度等、公園の特性に合わせた官民連携手法を導入し、質の高いサービス提供と効率的・効果的な公園管理を目指します。

(iv) 下水道

理念2

理念4

下水道は、快適な生活環境の実現や公共用水域の水質保全及び浸水防除等の重要な役割を担うとともに、地域の持続的な発展のため、なくてはならない社会基盤として整備しています。

公共下水道事業（污水）は、投資効果の高い市街化区域を優先的に整備してきた結果、市街化区域における整備は概成しています。

公共下水道事業（雨水）では、近年増加している局地的な豪雨による内水浸水被害を防ぐため、雨水幹線や雨水貯留施設等の整備を推進する必要があります。

取り組み方針

◆公共下水道事業（污水）

- ・市街化調整区域の既存集落への下水道整備を進めるにあたっては、人口減少を見据え、財政状況や費用対効果を十分に精査するとともに、整備区域の選定等については地域の特性を的確に把握し、経済的かつ効率的に整備できるよう慎重に検討します。
- ・地震発生時において下水道施設の耐震性を確保するため、これまでの下水道総合地震対策計画に加え、各務原市上下水道耐震化計画に基づき耐震化を実施します。
- ・老朽化した施設については、各務原市下水道ストックマネジメント計画に基づき更生工法等の整備手法による延命化を図り、計画的な維持管理を行います。
- ・全体計画の見直しに合わせて、事業計画区域を適切に設定し、市街化調整区域内の既存集落における整備を順次進めます。

表2-4 今後の整備予定区域

種別	名称	備考
下水道（污水）	公共下水道	那加成清、蘇原第2、南町、三井、上戸の各処理分区の一部

◆公共下水道事業（雨水）

- ・雨水管理総合計画に基づき、優先順位の高い地区から雨水幹線や雨水貯留施設の整備を推進します。

表2-5 今後の整備予定区域

種別	名称	備考
下水道（雨水）	雨水幹線 雨水貯留施設	各務山排水区、小伊木排水区、三井第1排水区、飛行場排水区、宝積寺第1排水区、巾下排水区、朝日排水区

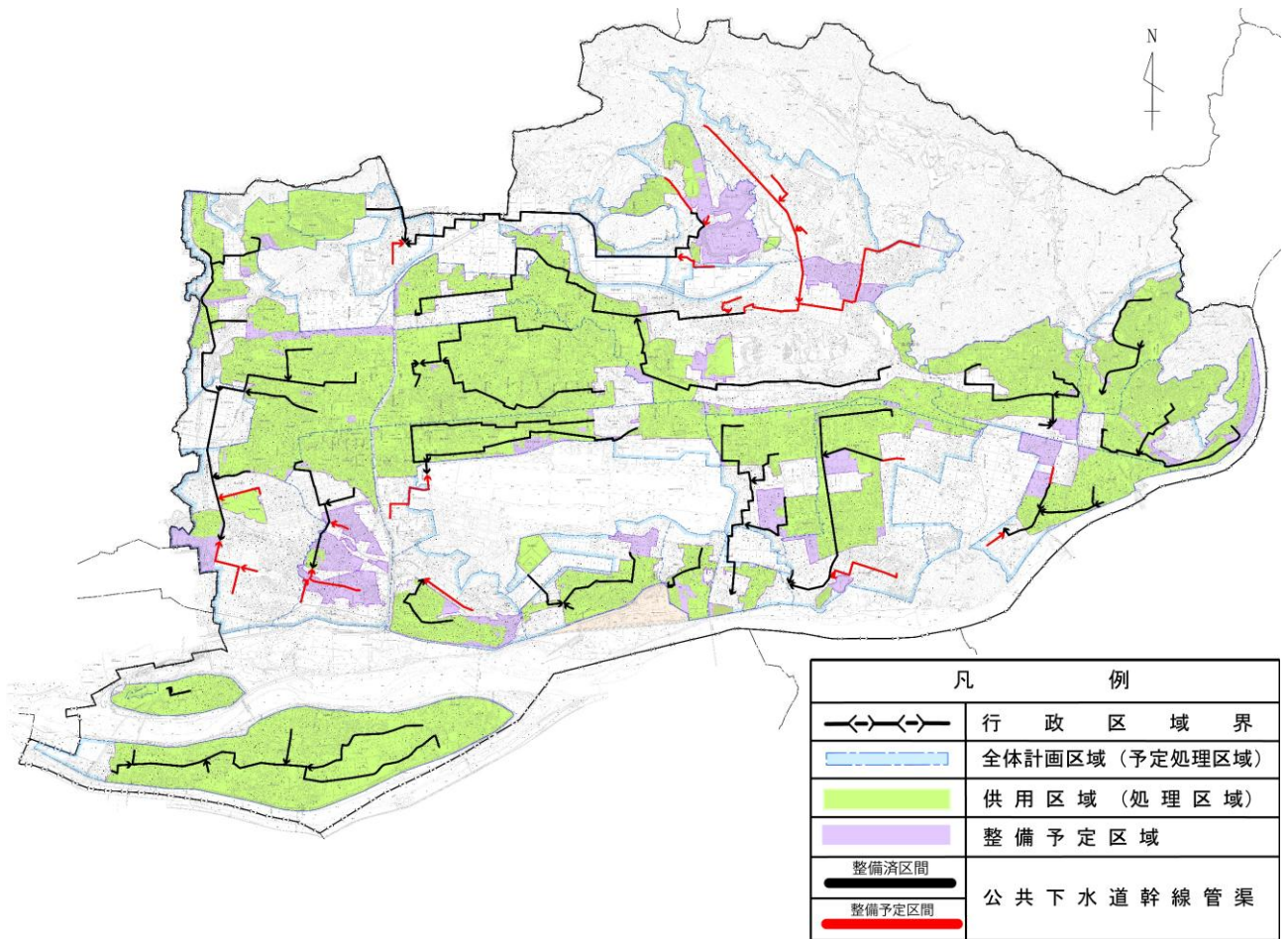


図2-11 下水道(汚水)の整備予定図

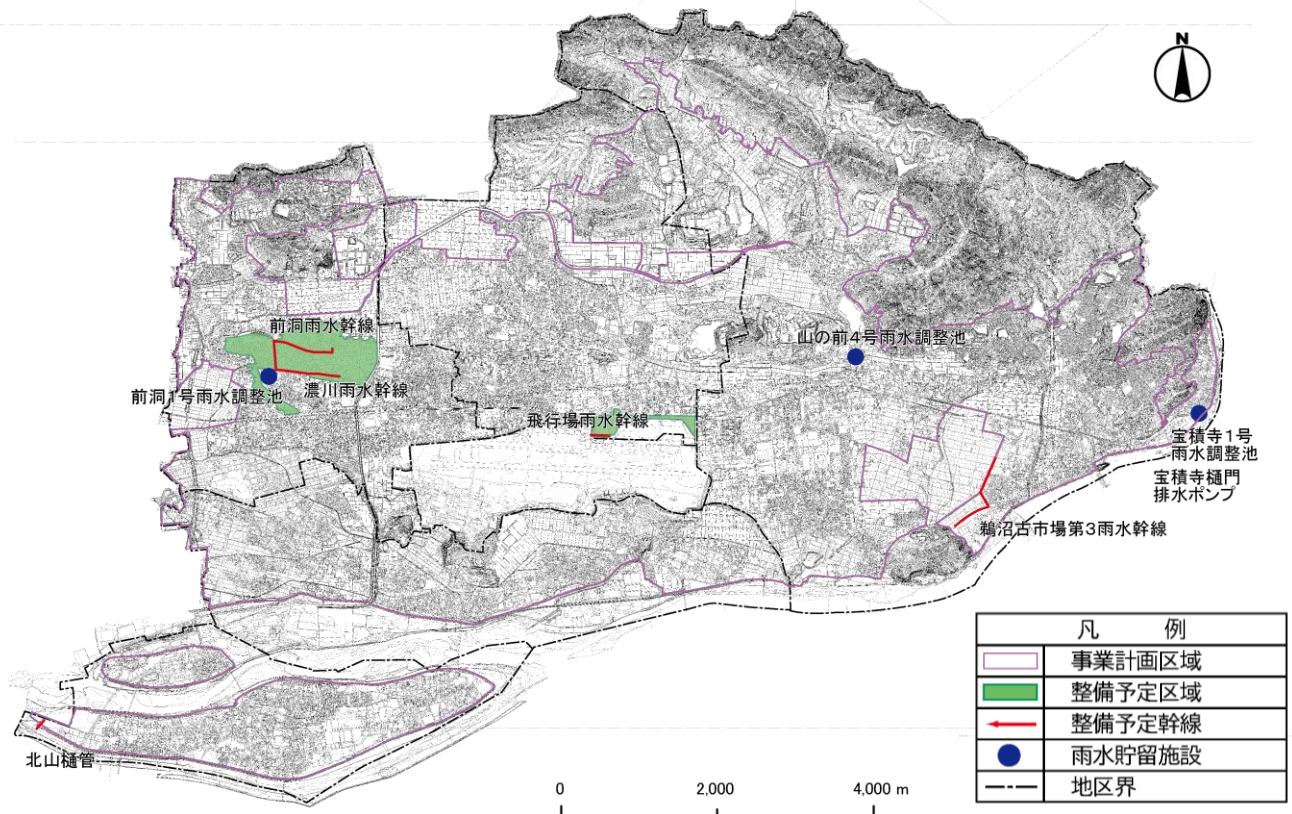


図2-12 下水道(雨水)の整備予定図

(v) 河川 理念3 理念4

境川流域整備計画や流域水害対策計画等に基づき、自然の保水・遊水機能を維持、向上させるため、総合的な治水対策を促進します。また、南部に流れる木曾川の一部において、堤防整備による治水対策が求められています。

これら浸水被害の防止のため、緊急性や危険性の高い河川の改修や維持管理を推進します。

取り組み方針

◆河川・雨水施設

- ・境川流域整備計画や流域水害対策計画等に基づき、公共施設における雨水貯留施設の整備を推進するとともに、開発事業者に対し、雨水の流出抑制対策を指導します。
- ・国と連携し、一級河川木曾川（鶴沼宝積寺町、川島渡町、北山町）の堤防整備を促進します。
- ・市が管理する普通河川の改修や補修による維持管理を行います。

表2-6 今後の主要な施設の整備方針

種別	名称	備考
河川	境川	総合的な治水対策（雨水の流出抑制対策）
河川	木曾川	堤防の築堤（鶴沼宝積寺地区、川島渡・北山地区）

(vi) その他都市施設 理念1 理念2 理念3

良好な都市環境を確保するため、廃棄物処理施設及び火葬場については、現施設の機能の維持・更新を図ります。教育文化施設については、適切な規模・配置を検討のうえ、施設ごとに機能の維持管理・更新等を計画的に実施します。

取り組み方針

◆廃棄物処理施設

- ・各務原市北清掃センター（ごみ処理）及び各務原市クリーンセンター（し尿・浄化槽汚泥処理）については、適正な処理ができるよう計画的な設備機器の更新と修繕等により、施設の長寿命化を図ります。

◆火葬場

- ・瞑想の森市営斎場については、周辺環境との調和や環境保全上の対策を考慮しつつ、計画的な設備機器の更新と修繕等により、施設の長寿命化を図ります。

◆教育文化施設

- ・小中学校、特別支援学校施設については、安心して快適に学習に取り組むことができる環境を整えるため、計画的な改修及び建替により適切に維持管理を図ります。また、小中学校については、最新の将来推計による児童生徒数の減少を踏まえ、適正規模及び適正配置等について検討します。
- ・適正規模及び適正配置による学校施設の再編等に当たっては、「学校建替基本方針（令和6年度策定）」に基づき、既存の学校敷地での建替を基本とします。
- ・学校施設には地域の核となる防災や地域コミュニティの拠点としての機能があることから、再編等により生じた学校跡地のあり方を検討し、持続可能で安全安心な地域づくりを推進します。
- ・その他教育文化施設についても、将来を見据えた教育環境における施設の必要性を検討します。

(3) 市街地整備

理念1

理念4

理念5

理念6

市街地の整備にあたっては、東西の都市拠点に位置づけられた既成市街地や駅前広場の整備を継続的に実施し、鉄道駅周辺に都市機能が集積する市街地の形成に努めます。

既に地区計画が指定されている地区では、地区計画の方針に基づき、地区施設の整備を推進します。また、必要に応じて土地区画整理事業等の活用を検討し、良好な住宅地の提供を図ります。

取り組み方針

◆西の都市拠点

- ・都市再生推進法人等とまちなかウォークブル推進事業「那加 from Park 構想」に取り組んでおり、引き続き、官民連携による公園や道路等の再整備、空き家・空き店舗の解消、回遊性の向上を図り、そのにぎわいを商店街等の周辺エリアに波及させることでエリア価値の向上を目指します。

◆東の都市拠点

- ・名古屋圏への高い交通利便性を活かし、東の玄関口としてふさわしいにぎわいを生むため、都市機能施設の誘導を図ります。そのため、周辺の低未利用地の利活用や高度利用の推進がされるよう、高さ制限の見直しとそれらと連携した駅周辺の整備を検討します。また、城山地区では、良好な景観や歴史・文化資源として保全を図りながら、周辺の整備を検討します。

◆駅・駅前広場

- ・主要駅はふれあいバスの乗継拠点となっており、交通結節点である鉄道等の公共交通利用の利便性の向上を図るため、地域生活拠点である名電各務原駅等の駅前広場整備を推進します。

◆地区計画施設

- ・巾下地区、西市場・前野地区、東島地区、各務原南地区等は、農地等の低未利用地が多く残っており、宅地化を促進するため、地区計画道路の整備を推進し、ゆとりある住宅地の形成を図ります。

◆土地区画整理事業

- ・低未利用地の残る地域において、土地区画整理事業による良好な住環境の形成を促進します。

(4) 関連分野

(i) 景観 理念3 理念5 理念6

本計画における景観の方針は「各務原市景観計画」によるものとします。

質の高い魅力的なまちなみは、長い時間をかけて形成されるため、地域の特性に応じた景観の形成を継続的に図ることが重要です。

また、本市には、中山道鶉沼宿、新加納立場地区等の歴史的景観や木曽川、おがせ池等の豊かな自然景観が多く存在しています。

これら特に重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区として、重点風景地区 30 地区、景観地区 3 地区を決定済みです。

取り組み方針

◆景観計画に基づく景観形成

- ・景観計画に基づき、良好な景観形成に向けた制限・誘導に努めます。
- ・新たな大規模開発や土地区画整理事業が行われる場合には、必要に応じて重点風景地区等の指定による景観形成に努めます。
- ・今後の土地利用に応じて、高さ制限の見直しについても検討します。

(ii) 歴史・文化 理念3 理念5 理念6

中山道、木曽川及び航空機産業等の歴史・文化資源は、本市の都市形成過程において重要な要素です。今後もこれらの歴史・文化の継承に努めます。

取り組み方針

◆中山道

- ・中山道鶉沼宿、おがせ池及び村国座をつなぐ道路沿道（各務野歴史街道）の維持・保全を図るとともに、坊の塚古墳、皆楽座、村国座等の主要な歴史資源の有効活用により交流人口の増加を図ります。

◆木曽川

- ・関係する自治体・観光協会と連携して木曽川の自然や歴史・文化資源を活用し、当該エリアの周遊性を高め、誘客促進を図ります。
- ・文化財として指定されている名勝「木曽川」の良好な風致の保全に努めます。

◆航空機産業

- ・本市の基幹産業である航空機産業については、航空の歴史を紹介する岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の充実に努め、より多くの人を引き付ける魅力の向上を図ります。

(iii) 安全安心

理念4 理念6

本市の既成市街地の一部においては、狭あい道路が多く緊急車両の円滑な通行が困難な地区や木造家屋の密集した地域が存在しています。令和6年能登半島地震では、木造住宅等の倒壊が多く発生したことから、住宅の耐震診断や耐震化の重要性、危険なブロック塀の撤去について、普及啓発に努めます。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、地震対策を積極的に推進します。

水害については、短時間集中豪雨（ゲリラ豪雨）が全国各地で大きな災害をもたらしているため、流域治水対策を推進するとともに、都市部における内水浸水対策にも取り組み、被害の軽減を図ります。

さらに、交通安全対策や防犯対策への取り組みを通じて、安全安心な都市づくりの推進に努めます。

取り組み方針

◆防災

防災拠点の整備・強化

- ・ 防災拠点としての機能を持ち、市民の安全安心の拠点となる新総合体育館総合運動防災公園の整備を推進します。
- ・ 避難所の備蓄品や設備等を充実することで、避難所における良好な生活環境の確保に努めます。
- ・ 都市公園の整備を推進することで、一時退避場所、避難場所の充実を図ります。
- ・ 都市計画道路や市内の主要な道路の整備を推進することで、緊急輸送道路及び各務原市緊急避難・消防救難活動道路としての機能の確保に努めます。
- ・ 橋梁等の道路施設の修繕を計画的に実施するとともに、橋梁耐震補強計画に基づく事業を推進することで、道路ネットワークの信頼性や安全性の確保に努めます。

居住環境における防災機能の向上

- ・ 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震化や地震時に倒壊のおそれがあるブロック塀の撤去に対して支援します。
- ・ 狭あい道路の解消を推進します。
- ・ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定により、宅地開発等を安全な地域へ誘導します。

地域防災力の基盤となる地域コミュニティの強化、情報発信

- ・ 避難行動要支援者に対する支援体制の強化を図ります。
- ・ ハザードマップ（洪水、内水、土砂災害、地震、ため池）により、災害の発生する可能性のある区域の情報提供に努めます。

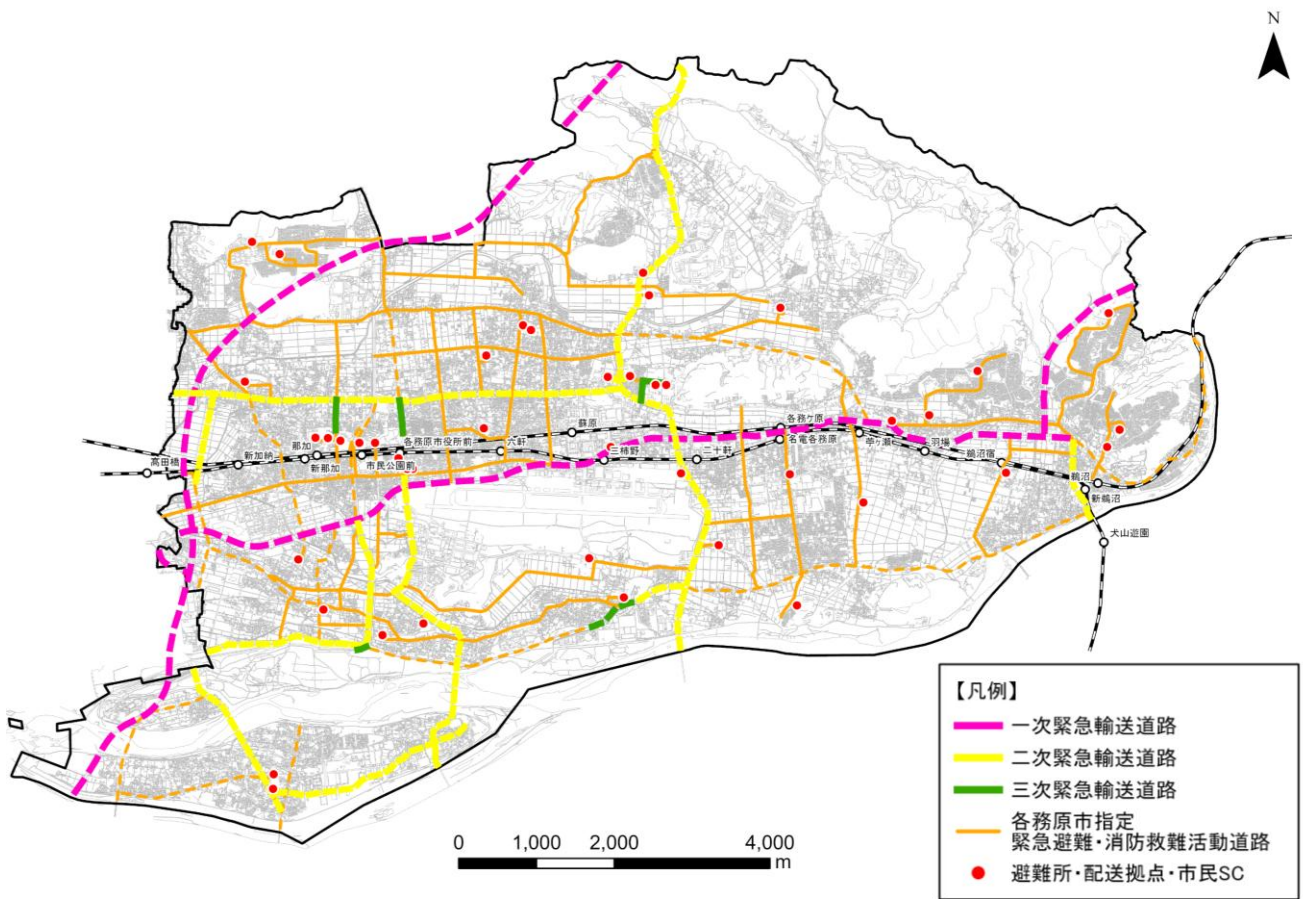


図2-13 緊急避難・消防救難活動道路 位置図

※破線は市管理外

◆交通安全、防犯

居住環境における交通安全対策

- ・通学路や歩行者が多い道路は歩行空間を分離し、歩行者が安心して利用できる歩道整備を推進します。
- ・通学路のハンプやカラー舗装等の交通安全対策を継続的に取り組むとともに、ゾーン30プラスを推進します。

防犯対策

- ・防犯灯の設置や自治会が行う防犯カメラ設置への支援等、地域全体で犯罪を防ぐ体制づくりに努めます。
- ・空き家の利活用の推進、空き家所有者への適正管理の促進により、安全安心な住環境の維持を図ります。

(iv) 環境

理念3

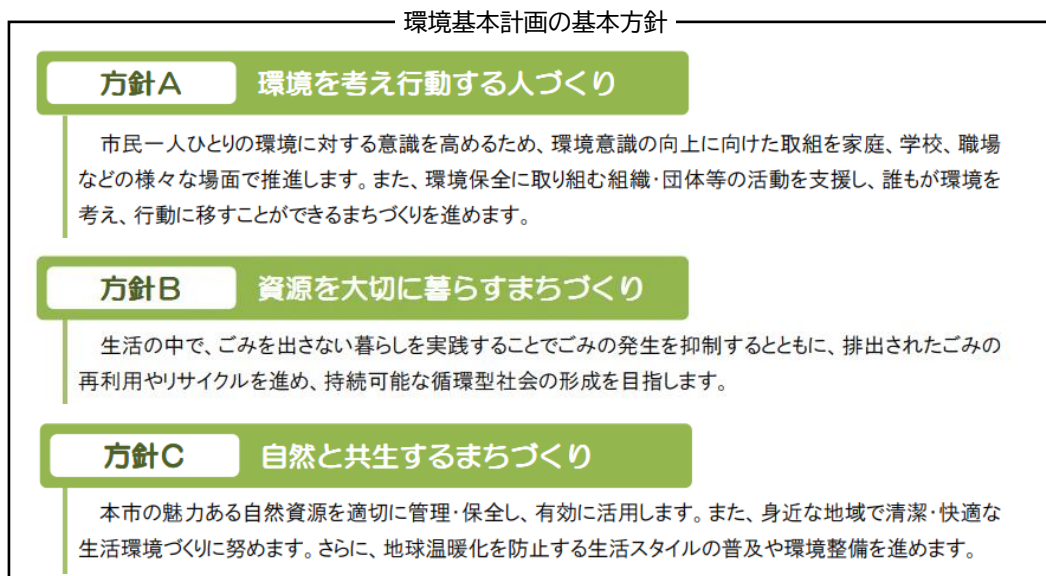
理念6

地球温暖化の進行や生物多様性の保全等を取り巻く状況が大きく変化している中、環境問題への意識の高まり等を受け、市民・事業者・行政がそれぞれの役割のもとに相互に連携・協力し、環境負荷の低減につながる都市づくりを推進します。

取り組み方針

◆環境基本計画に基づく環境施策

- ・「みんなで未来につなげる美しい各務原」を基本理念に掲げ、環境意識の向上や循環型社会の形成、環境の保護・保全等の様々な課題に対応するための基本方針を定めています。これらに沿って「市民」「事業者」「行政」の取り組みを定め、美しい環境形成を図ります。



◆都市環境

- ・生活排水による水質汚濁を防止するため、下水道や合併浄化槽の普及を推進します。
- ・長期優良住宅の普及を促進し、住宅の劣化対策、省エネルギー性の向上を図ります。
- ・環境に配慮した建設工事や建設資材、廃材のリサイクルの促進、緑ごみリサイクルの取り組みを引き続き行います。

◆自然環境

- ・本市の自然環境の特色や魅力を活かし、森林・緑地・水辺系地域については、その保全に努めます。
- ・にぎわいと交流を生み出す緑のオープンスペースを活用し、新たに創出される空間も含めてグリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組み）の考え方で自然環境が有する多様な機能をまちづくりに活用していきます。

(v) 市民協働

理念1

理念2

理念3

理念4

理念5

理念6

地域の特性を活かした都市づくりを進めるため、市政の方針や地域の課題を共有し、様々なアイデアや具体的な提言をもとに、市民、市民活動団体、事業者、行政等が連携・協力しながら推進を図るものとします。

取り組み方針

◆まちづくりへの参加機会の充実

- ・説明会やワークショップ、パブリックコメントを実施する等、計画段階から市民等の意見やアイデアを反映する機会の創出に努めます。
- ・まちづくりの担い手を支援する取り組みを継続的に行い、新たな担い手を発掘、育成することで、地域で活躍する人材を支援するとともに、多くの市民がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりを推進します。



ふれあいバス等懇談会の開催



各務原市まちづくり担い手育成支援事業の実施

◆市民活動団体や事業者との連携

- ・様々なまちづくり活動の情報を発信し、市民活動団体や事業者同士が結びつく機会の充実を図り、多様な主体の協働によるまちづくりを推進します。
- ・事業者等との官民連携により、民間の活力を活用し、質の高い公共サービスの提供や効率的・効果的な施設管理等に努めます。



Park-PFI 制度の活用



パークレンジャーの活動



中山道鶉宿ボランティアガイドの活動



各務原市防災推進員の活動